

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：ICT 社会と法分科会

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。) | 法学委員会 |
| 2 | 委員の構成 | 20名以内の会員又は連携会員 |
| 3 | 設置目的 | <p>急速に ICT 化が進行する世界にあつて、日本でも様々な新しい問題が顕在化し法的な対応が迫られている。近時例えば、内閣府の「Society 5.0—科学技術イノベーションが拓く新たな社会」、デジタル臨時行政調査会・デジタル庁の「デジタル5原則」、経済産業省の「Governance Innovation Ver.2—アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」、消費者庁「消費者のデジタル化への対応に関する検討会報告書」及び内閣府消費者委員会「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」並びに裁判の ICT 化等を視野に入れつつ、ICT 利用者の意識、その安全なアクセス保障、プラットフォーム事業者の責任、及びアクセスの過程で生じた被害からの救済等について様々な角度から検討していきたい。</p> <p>そこでは、様々な専門分野から、「誰一人取り残さない ICT 社会の実現」を目的とした様々な法的考察をもとに、広く人文社会科学や自然科学の諸分野との対話を行いつつ、将来を見据えた具体的な提言を行っていきたい。</p> |
| 4 | 審議事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. ICT 化社会における法的課題の析出の検討 2. ICT 化社会における法的課題を克服のための具体的方策の検討 3. その他設置目的に関連する事項に係る審議に関すること |
| 5 | 設置期間 | 令和5年12月22日～令和8年9月30日 |
| 6 | 備考 | |